

小規模事業者持続化補助金 様式の作成および申請の流れについて ＜第6回 一般型＞

＜はじめに＞ 本補助金は給付金ではありません。審査があり、不採択になる場合があります。対象は小規模事業者のみです。また、制度内容の詳細や申請後のお問い合わせは、「日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局（連絡先は2枚目に記載）」にご連絡ください。※東京商工会議所は、申請書類の提出先ではありません。

＜申請の流れ＞

1. 「公募要領＊」「様式」「よくある質問」の最新版をダウンロードし印刷をする

※日本商工会議所ホームページからダウンロードできます。

<http://www.jizokukahojokin.info/>

＊書式が「日本商工会議所提出用」となっていることをご確認ください。

＊補助金の応募に係るルールを記載しています。必ずお読みください。



2. ご自身にて様式の作成および必要書類を用意する

「公募要領」「よくある質問」の内容を確認しながら「様式」を作成します。



書類を作成したら

3. 「経営計画書」について面談予約および「様式4」の発行依頼を東京商工会議所世田谷支部に事業者様ご本人が連絡をする。（1事業者1回のみ）

東京商工会議所世田谷支部 電話：03-3413-1461
（10：30～17：00/土日祝日除く）

＜予約当日のお願い＞

面談者：事業者様ご本人（代理人不可）

お持ちいただく書類：「様式①、②、③」を2部ずつ印刷してお持ちください。

※うち1部は当商工会議所保管用です。返却はいたしません。

予約時間について：予約時間の10分前に必ずお越しください

遅刻された場合、終了時間は延長できません。



4. 面談後、営業日2日後に「様式4」を世田谷支部に取りに行く



5. 全ての必要書類（および電子データ）を「日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局」に郵送（郵便のみ）で提出する（締切日当日消印有効）

〒151-8799 代々木郵便局留め

「【一般型】日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局」

※締切日までに郵送（郵便のみ）にて提出する。（※USBなど電子データを含む）

※提出書類は、公募要領後半に掲載の「応募時提出資料」にてご確認ください。

※GビズIDをお持ちの方は、補助金申請システム「Jグランツ」でもご申請いただけます。アカウントの事前登録が必要です。

裏面につづく→

<お問い合わせ先> 制度内容や公募要領では不明確な点については
下記の事務局にお問い合わせください

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局

電話： 03-6747-4602

(9:30~12:00、13:00~17:30／土日祝日、年末年始の休業日除く)

<提出後について> -----

事業者と日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局※のやり取りになります。

東京商工会議所は、審査・採択後の手続きには一切関与しておりません。

⇒詳細は日本商工会議所にお問い合わせください。

6. 採択・不採択の通知



7. 交付決定通知書の送付（日本商工会議所→事業者）



8. 補助事業完了・報告を事業者が「日本商工会議所」に行います。必要書類等あり。
（事業者→日本商工会議所）



9. 確定検査、確定通知書の送付（日本商工会議所→事業者）



10. 補助金請求（事業者→日本商工会議所）



11. 補助金の支払い（中小企業基盤整備機構→事業者）

採択後、書類の提出や書類の保存期間（会計検査院監査対象の為）が定められています。
また、本補助金によるの所得財産の譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限がありますので、
十分ご注意ください。詳細は、公募要領をご確認ください。